

公益財団法人 東京都医療保健協会 医療の質向上研究所 取引先の研究費等の不正使用等の関与に関する処分方針

公益財団法人東京都医療保健協会
理事長 飯田 修平

公益財団法人東京都医療保健協会（以下、「当財団」という。） 医療の質向上研究所（以下、「研究所」という。）における研究費等の使用等に関し、不正な取引に関与した取引先への処分は、以下の事項を勘案し、理事長が決定する。

（１）取引先が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導した場合の措置

取引先が研究所所属構成員に持ちかけて行われる研究費等の不正使用、取引先が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導した事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、行われた事象の程度、組織としての関与の度合いを勘案し、1年以上の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が、研究所あるいは当財団の事業活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

（２）研究所所属構成員が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導し、取引先が従たる当事者である場合の措置

研究所所属構成員が、取引先に発注の見返りに反対給付を要求するなど、研究所所属構成員が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導し、取引先がそれに加担した等の事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、その内容に応じ、1年以下の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が研究所あるいは当財団の事業活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

（３）不正な取引に関与した取引先による通報があった場合の措置

通報窓口への通報等、不正に関与した当事者(取引先)が自主的に名乗り出、調査に協力した場合においては、その内容を勘案し処分内容を決定する場合がある。

（４）その他

研究所所属構成員ならびに取引先が共謀し、主たる当事者の認定が困難な場合には、両者が主たる当事者とみなす。

（５）上記（１）、（２）に関わらず、不正使用の行為の悪質性が高い場合は、刑事告発や民事訴訟の法的手段におよぶことがある。

平成 27 年 3 月 31 日制定

平成 27 年 3 月 31 日施行